

【様式2】

- ※ 医師の判断に基づき、保護者の方が「新型コロナウイルス感染症登園届」の記載をお願いします。
- ※ なお、保育園での集団生活に適応できる状態（咳や鼻水などの症状が改善し、お昼寝や給食などに支障がない状態）に回復してから登園するよう、御配慮ください。
- ※ 当面の間、この様式を御利用ください。

提出日 年 月 日

新型コロナウイルス感染症に係る登園届【保護者記入】

紫原保育園 園長 様

クラス名 _____ 組 _____

園児氏名 _____

月 日（医療機関名） _____ において

新型コロナウイルス感染症と診断されました（発症日： 年 月 日）。

「発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間」が経過し、登園が可能となりましたので、

月 日から登園いたします。

保護者氏名 _____

発症後日数	体温測定月日	朝の体温			夜の体温			その他の症状
0日目	月 日	時	分	℃	時	分	℃	喉の痛み・咳・その他（ ）
1日目	月 日	時	分	℃	時	分	℃	喉の痛み・咳・その他（ ）
2日目	月 日	時	分	℃	時	分	℃	喉の痛み・咳・その他（ ）
3日目	月 日	時	分	℃	時	分	℃	喉の痛み・咳・その他（ ）
4日目	月 日	時	分	℃	時	分	℃	喉の痛み・咳・その他（ ）
5日目	月 日	時	分	℃	時	分	℃	喉の痛み・咳・その他（ ）
6日目	月 日	時	分	℃	時	分	℃	喉の痛み・咳・その他（ ）
7日目	月 日	時	分	℃	時	分	℃	喉の痛み・咳・その他（ ）

- ※ 診断日ではなく、症状が出た日から体温を測定し記載してください（1日に1行）。
- ※ 記入漏れのないように、御注意ください。記載漏れがあると、お預かりできない場合があります。
- ※ 症状が長く続き、記録欄が足りない場合は、裏面、もしくは別の記録用紙を添付するなどしてください。

【参考】新型コロナウイルス感染症の登園基準（感染症ガイドラインに基づく）

★ 発症した翌日から数えて5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間を経過するまで

	発症日	発症後1日	発症後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	発症後6日	発症後7日
発熱後3日目に症状軽快	発熱等の症状	症状軽快				★注1	登園可能	
発熱後5日目に症状軽快	発熱等の症状					症状軽快		登園可能

- ★ 注1……発症後5日以内であるため、登園不可となります。
- ※ 発熱した日は、0日とカウントします。
- ※ 症状軽快とは、24時間以内に発熱がなく、呼吸器症状が改善傾向にあることを言い、24時間に再び症状が悪化した場合は、軽快とは言いません。
- ※ 発熱の場合、軽快後24時間とは、解熱薬を使用しないで発熱がなくなり、24時間を経過した場合のことを言います。